東彼杵町農業委員会総会議事録

- 1. 開会日時 令和5年3月24日(金) 午後1時30分~
- 2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳1番 迎幸枝2番 欠席3番 福田 光宏4番 出口 武美5番 林田佐知雄6番 山口 壽博7番 欠席8番 面田 博之9番 入江 政幸10番 川井 一生11番 森田 誠

12 番 清心美由紀 13 番 森 重幸

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏 書記 前田 篤史 峯 彩乃

- 3. 議事録署名委員の指名について
- 4. 報告事項
 - (1) 農地の合意解約について (農地法第18条第6項)
- 5. 議事

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第49号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について

議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

6. その他

令和5年度 最適化目標について

事務局長

定刻より前ですけれども、今日出席予定の皆さんお揃いのようですので始めたいと思います。令和4年度最後の総会となります。本日は2番の宮脇委員さん、7番の森委員さんがご欠席でございます。その他の皆さんは出席でございます。では会長よろしくお願いします。

議長

(挨拶)

本日の議事録署名委員の指名についてということで、10番の川井委員、それから11番の森田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。4番、報告事項(1)農地の合意解約についてという事で事務局より説明をお願いします。

事務局

3ページをご覧ください。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が、下記のとおり提出されたので報告いたします。1 件です。彼杵宿郷 2344、2348-1、畑、面積合計が 5, 129 ㎡。農地法 3 条で平成 28 年 7 月から令和 8 年 7 月まで契約をしておりましたけれども、令和 5 年 3 月 10 日付で解約という事で、理由としては、第 3 者への貸借をするためです。今度借り受けてミカンを生産したいという事で、こちらの貸し借りについてはまた別の書類で出していただいてます。中間管理機構を通じてという事で、議案の方はまた後で出てくる事になります。場所につきましては 4ページに位置図を付けております。以前、利用状況調査の折に、目揃え会をしてたところなんですけども、夏はちょっと荒れて、冬に玉ねぎを生産されている、長崎部品の近くの圃場になっております。説明は以上です。

議長

はい、ありがとうございました。場所はだいたい分かるかなと思いますけど、この件に関しまして、皆さんからご意見とかなければ次に進みますけど、何かありますか。 後が決まっている解約ですので、問題ないかと思っております。進ませてよろしいで しょうか。

「はい」の声

議長

それでは先に進めさせていただきます。引き続き 5番の議事の方に入りたいと思います。議案第 48 号農地法第 3条の規定による許可申請についてという事で、事務局より説明をお願いします。

事務局

5ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。1件です。所有権移転、売買です。瀬戸郷272-1、田1筆143㎡、右の方、申請事由に書いておりますけども、1年前、令和4年3月に農地法第3条で使用貸借の許可を出しております。2a未満の農業用倉庫(転用許可不要)を建てており、貸人より土地自体を買ってくれないかとご相談があったという事で、申請書が出されました。売買で1筆10万円となっております。場所につきましては6ページに書いております。航空

写真の下の方で、赤枠で囲んである所が申請地です。説明は以上です。

議長

ありがとうございました。地元の委員の林田委員さん、何か補足とかございましたら お願いしたいと思いますけども。

林田委員

5 番の林田です。この件について、譲受人の親御さんの方からうちの家に来られて、 親御さん達から、残りの土地を買いたいという相談がありました。小屋も、その周辺 の地区は全部、子供もいらっしゃらないし、もう誰もいないという事で、譲受人が全 部管理をされておられるという事でした。だからもういっそのこと買っておこうかな という事で相談を受けました。それで、農業委員会の方に出す書類を出してください という事で、後日、出しましたという話がありました。特に、近隣の迷惑もないし、 それで息子さん達が二人おられるんですけど、もう高齢で出来ないという事で、その 辺りを、ちょこちょこ来て、草払いとか、ほうきとかされておられます。特に問題な いと思います。

議長

ありがとうございました。この件につきまして、皆さん方からご質問ご意見、または 補足等ありましたらお受けしますけども、何かないでしょうか。ないようですので、 採決の方に入りたいと思いますけども。この件に関しまして許可相当という事で許可、 よろしいとされるのであれば挙手を持ってお願いします。

ありがとうございます。全会一致という事で、許可する方向で進めさせていただきたいと思います。続きまして、議案第49号農地中間管理事業による農地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

7 ページをご覧ください。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画 (利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。1 件です。蔵本郷 1291-1、田、1 筆 1,140 ㎡。使用貸借権の設定です。アスパラガスを生産中という事で、ハウスが建っている圃場でございます。期間は 5 年間。契約更新という事で、ちょっと期限は過ぎたんですけれども、4 月 9 日に終期をむかえて、また新たに 5 月 10 日から 5 年間の契約となっております。場所につきましては 8 ページに記載しております。下三根のグラウンドの近くのハウスになっているんですけども、ずっとアスパラを生産されている所でございます。説明は以上です。

議長

ありがとうございました。継続という事で特段問題はないかと思いますけども、地元 委員さんから補足とか、森田委員さん何かありましたらお願いしたいと思いますけど も、大丈夫ですか。皆さん方からご質問ご意見等ありましたらお受けしますけども、 何もないでしょうか。

「はい」の声

議長

ありがとうございます。全会一致で許可する事という方向で進めさせていただきたい と思います。引き続き、議案第50号農地法第5条第1項の規定による許可申請につ いてということで、2件ございます。事務局より説明をお願いします。

事務局

9ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係 事務処理要綱の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求めま す。転用の申請となっております。1件目からまずご説明します。駄地郷979、田1筆、 173 m²、農振農用地から農振地域に、農用地が除外されたという事で、令和 5 年 2 月 付で変わっております。転用の事由につきましては、来客用の駐車場として利用する ためという事で、備考には令和4年10月総会で、農用地からの除外を協議しておりま す。同時に、その時に家の横を資材置き場に転用するという内容もあったので、現地 調査はその時に合わせて完了しております。今回は駐車場3台分の転用となっており ます。10ページご覧ください。高峰公民館のすぐ近くです。航空写真の下の978番の 方が、ご自宅になります。そこの上の田んぼの、ちょっと小さい173㎡分、ここを来 客用の駐車場として使いたいというふうになっております。11 ページが現況の写真で すね。979 というところが申請地で、すぐ上には水路が通っているんですけども、特 に支障はないかなという感じでした。この写真を撮りに行った時、確かに車がいっぱ い路肩に止まって、来客が多いんだなと思いました。12ページが許可の申請書になっ ております。農用地の除外の際にも、話したのとほぼ一緒の内容なので、説明は省略 します。13 ページが被害防除計画書ですね。現状のまま利用すると。『周辺地との境 界線上には既に石積みが設置されており、被害の恐れはない。』『駐車場用地として利 用し、排水は行わないため周辺地に被害の恐れはない。』こういう感じでほぼ何も触ら ないという事で、被害の恐れもありませんという内容になっています。14ページが構 図ですね。黄色の所が申請地で、上の所にちょっと水路があるんですけれども、後は 道路に含まれているような土地となっております。15ページが駐車場の利用計画とい う事で、来客用という事で、黄色の線で引いている所なんですけれども、駐車可能台 数が3台、申請面積が173㎡、個人・事業用という事で、軽/普自動車3台分という 事で16ページに、こういう配置で3台停めますという計画になっております。形が少 しいびつであったり、法面みたいなところがあったりして、3 台ぐらいしか止められ ないというような計画になっております。17ページは、代替地を一応検討したけれど も、ありませんでしたというような書面になっております。説明は以上です。

議長

ありがとうございました。今事務局から説明がありましたように、昨年の10月26日に、その下の申請地のあるときに、一緒に現地の確認もしたと思います。そういう事で、この件に関しまして何か質問とかあれば、問題の方お受けしますけども、補足とか説明とか、ご意見とかありましたら、お受けしますけども、何かないでしょうか。

議長

地元委員さんも林田委員さんも何もないですかね。

はい

議長

その他ないようでしたら採決に入りますけどよろしいでしょうか。

「はい」の声

議長

議案第50号の1番の方ですね、1番の方に関しまして、許可相当と、認められる方は 挙手を持ってお願いします。

ありがとうございます。全会一致で許可相当という事で県の方へ進めさせていただき たいと思います。それでは2番にいきます前に、森推進委員さん退室していただいて よろしいでしょうか。

(森武敏推進委員退席)

議長

引き続き、議案第50号の2番の方につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

9ページに戻っていただいてよろしいでしょうか。2番目ですね。蔵本郷550、551-1、 548-1、3 筆、合計で1,713 ㎡。譲受人が蔵本のセブンイレブン裏の宅地造成をされて いる業者さんとなっています。特定建築条件付住宅7区画という事で、分譲住宅地を 作るという内容となっております。ページ飛びますけれども、18ページですね。赤枠 で囲んでいる所です。548-1 は、今、もう何もないような状況なんですけれども、551-1と550はミカンが作られているような状況です。右の方にも写真を付けております。 次 20 ページが申請書ですね。さっき説明した内容とほぼ一緒なんですけども、宅地造 成で、戸建て住宅を7棟、そして真ん中に道路が1本入るという事で予定されており ます。あと1番下に併用地という事で、面積は小さい11.25㎡ですけれども、548-4、 地目が宅地ですね。こちらを併用して使うとなっております。被害防除計画書が21ペ ージです。盛土最高 1.6m、切土が最高 0.3m。擁壁を設ける。『外周部にはコンクリ ート擁壁を設置するため周囲への土砂流出等被害の恐れはありません。』となってお ります。『雨水排水は前面道路排水及び西側排水路に放流します』となっています。次 22 ページ、公図ですね。黄色の所が申請地なんですけども、551-1、縦長の圃場です ね。と 552-1、その上の小さい圃場ですけれども、その間から、右下に向かってずっ と防風林があります。そこに沿って水路があるという事で、防風林で全然中身は見え なかったんですけども、その水路を田んぼに、田んぼの排水とかも出るかなという事 で、活かしておいてくださいねというような事を現地立会いで話しております。23 ペ ージが事業計画書ですね。計画平面図のとおり、東彼杵町蔵本郷字大安に宅地 7 区画 を造成し建売販売する。宅地7区画、道路1路線を造成し、戸建て住宅7棟を計画す る。東彼杵町の中でも国道 205 号線隣接地域は、住宅の需要が多いと。申請地は、大 村市や佐世保市に通じる幹線道路に近接していることから通勤の利便性が良く、また、 商業施設や、保育園・小中学校にも近く、子育て等の利便に優れており住宅地として 最適であるため、土地所有者様に土地譲渡のお願いをしたところ、承諾を頂けたため、 今回の申請に至りました。24ページ、土地利用計画図という事で、縦に見ていただい て、左側と下側が町道になっております。4戸と3戸宅地が出来るんですけども、そ の間に入っているのが新しくできる道路という事になっております。25ページが断面 図ですね。南側からちょっと上に上がっていくような道路になっていますので、それ に合わせてだんだんが少しできるというような断面図になっています。26ページです けども確約書という事で、基本的に宅地の造成だけの転用はダメという事で、家を建 てる約束のもと、宅地を造成すると。買う人がいなかった場合は事業主さんで必ず建 てるというような約束の書類になっております。黄色で線を引いておりますけども、 農地転用事業者は、農地転用許可に係る申請地の全てを販売することができないと判 断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設します。と いう事で、27ページの平面図、立面図につきましては、もし売れなかった場合に業者 さんが建てる場合はこういうのを建てますよっていうものになっております。 最後28 ページですけれども、隣接地の同意を得られております。説明は以上です。

議長

ありがとうございました。この件に関しましてはですね、本日朝から現地確認を行っております。地元委員であります森田委員さん補足等ございましたらよろしくお願いしたいと思います。

森田委員

11番の森田です。朝から会長、事務局と当番の迎さん含めて、現地確認を行いました。 19ページの写真のように、道路面に対しては、構造物がありますので、境界は崩していくという事で、壊して、枝番の1番になっているのが、ここは防火水槽になるんで関係ないんですけど、ただ田んぼ側の方に防風林があるわけですけれど、ここに 20 cmか 30 cm幅ぐらいの側溝が埋まっている訳でして、ですからそこの排水とかを確実にしてもらえればという事で、見てきたわけですけど、また、障害はないという事で確認してまいりました。以上です。

議長

ありがとうございました。本日は迎委員さんも一緒に見ていただきましたけれども、 何か補足とかありましたらお願いします。

迎委員

2 番の迎です。森田委員さんが言われたとおり問題ないかと思います。事務局から言われたように防風林ですかね。それがぐる一っとあって、中が全く見えなかったんですけども、後々これは全部伐採されると言われたので、後で綺麗になると思います。後は問題ないかと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。今説明があったとおりですね。特段問題はないかなという、 丁度くびられた状態なので問題ないかと思いましたけど、24ページの図面で見ていた だくと、24ページにAタイプとBタイプと建物が建ててありますけど、右下のAタイプの建物の汚水排水については、右側の水路に流すという事で、今確認しましたところ、この右側の水路というのが排水のみの水路という事で、用水にはなっていないという事で、特段問題ないかなと思っております。そういう事で、皆様方からのご質問等ありましたらお受けしますけども、何かご質問ありましたら挙手をお願いします。

山口委員

言葉の意味を聞いてもいいですか。水路のところにですよ、言葉が用悪水路とか何とか、どういう言い方するのか分からないけど

事務局

水路の?

山口委員

そうです。これ、どういう意味で、どういう読み方するのか教えていただければ、後 の参考になる。

事務局

私もあまり詳しくは知らないんですけど、登記上の地目の名前が、用悪水路に多分なるんだと思うんですよね。用水路であっても、排水路であっても、多分、用悪水路っていう地目があるので、それを書いてあるのかなと思うんですけども。

山口委員

どうして悪って、どういう意味かなと思って。

事務局長

基本事務局が言ったとおりですね。用悪水路となっている。なんで悪いっていう字を 使っているかっていうのは、登記上の地目ですので。

山口委員

すみません。気になったものですから。

議長

その他質問、ご意見とかないでしょうか。

福田光宏委員

3 番の福田です。宅地になるのは全く反対とかはないんですけど、家が建ってから、 田んぼとかに農薬の駆除をする時に、よそでも、どこでも出ると思うんですけど、私 たちはずっと毎日しているんですけど、遅く入ってきた人から、駆除をしてもらって も家に入ってしまうからダメって言われて、もう出来ないようになって、どうにもな らない所があると言われたから、そのへんについてはどんなふうに、

今からどうして、ずっといっぱい出てくると思うんですよ。その辺は、後から入った人には、一筆書いて、文句は言いませんっていう風にしていかないと、ずっと土地していても、辞めなければならなくなってしまうっていう話を私も大村の人に聞いたんですけど、されないんですよって。その時に、許可を出すときにちゃんとしておけば良かったねっていう話を聞いたものだから。その辺は皆さんたちどんな考えですかなって私思っているんですけど。出してしまえば、後から言われたって、出来ないようになってしまっている。駄目ってあらかしてされんって話をされるから。彼杵では皆

何も言われないけど。

議長 いくらでもありますよね

ライスセンターのところもあります。

めんかいもできんごたっとですよ、ほこりがくるって言われるから

ライスセンターのところも出来ているじゃないですか。

農協のトラックも入るなっても言われるんですよ

福田光宏委員 ┃家が建つのは構わないんだけど、住宅ができるのは、さっきも言ったように。

遅く来た人が強くなって、前からしてた方が出来なくて辞めなくちゃいけないって言

うから。今からいっぱい出てくるんだから、ある程度の事はちゃんと話を。

下野委員 東町にしているんですけど、うちの近くでも言われているんですよね。保育園から。

だから日曜日しか出来ないんですよ。園児が来ない時に。

事務局 転用だけの問題じゃないですからね、そうなると。転用するから、特別それをもらう

という話ではないんじゃないかなと思うんですよね。

福田光宏委員 その辺を、いくらか対応を、何にも、農業委員会が許可をしたんだろうって言われる

んですよ。そんな事分かっていただろうって言われれば言われるんだからね。その辺

は今から話をしておかないと。そのとき予定の話じゃなくて。

農業委員会でしろって言っているんじゃなくて、頭に入れてもらえれば。

議長 例えばですけど、ここの検討という事になるかもしれないんですけど、総会資料の最

意を貰わないといけないんですけど、この中にそういう文言を入れられるものか、文 言っていうよりも、今までしていたことはしますよっていうような条件をつけた中で

後のページの、同意するときの条件っていう所があるんですよね。周りの耕作者の同

の取り決め、同意をするっていうような形ぐらいしか、農業委員会としては出来ない のかなとか思ったりもするんですよね。その辺でちょっと見当をしながら、今後の事

に関しても、そういう事を考えていかないと、仰る通りでですね、

福田光宏委員 ここの蔵本何かは建設、開発業者さんとの契約ですからね。今度の入ってくる人は買

って入ってくるんだから。どんなが入ってくるか分からないから。例えば変な人が入

ってきたら、

議長 まずはは入り口として、隣接の農家と、農地転用に関しての同意の中で、そういう条

件でしていただくという事で進めていって、仰るように、先で違う人が、今度は買った人がいろんな話が出てくる可能性が出てくるんですけども、それはそれで、また違

うところで話していかないといけないのかなと、まず農業委員会としては、その農地

転用の中での同意に、そういう条件を付けていくような方法で検討していくという事で、どうでしょうかね。まずは、そうでしかならないのかなと思うんですけども。結構同意の中であるかないかで、意外と、なしでポンポン印鑑を押していく、今まではされていたので、やっぱり、そういう条件っていうんですかね。その農家としての条件は付けていってもらわないといけないから、こういう話を出来て、そういう事もわかることもあるからですよ。そういう事を決めていくようにしないといけないかなと思っております。まずはとりあえずそこの隣接の同意のところで、そういう話で進めていきたいと思っておりますけど、また他にいい案とか、この先になると農業委員会とは関係ない話にもなっていく可能性もあるからですね。その中で条件を付けられるような感じで、あれば一番いいんですけども。まずはちょっとそういう事で、話を進めていきたいと思っているんですけど、いかがでしょうか。他にいい案があればまたいいとも思うんですけど。余所ではこうしているとか、何かないですかね。

山口委員

今度聞いておきましょうか。大村市の農業委員会に甥っ子が入っていて、大村市では どんな解決の方法をしているか。

事務局長

農振地域やったら絶対それを認めてやらないと駄目でしょうね。農振地域じゃなかったら問題ないでしょうけど、農振地の土地にするんだったら、やっぱり農振っていうのが先に活きらないといけないでしょう。

議長

まずは最後のページの同意の中での条件のところの再検討と、それから他所の農業委員会等の凡例とか、条件とか、そういうしているところもあれば、勉強しながら進めていきたいと思います。今仰るように、農地を守るために何ができるかっていう事を考えていきたいと思っております。そういうのを含めながら、今回の件に関しまして、またご意見とかありましたらお受けしますけども。今回の件につきましては、業者にもう一度その辺の状況を説明して、承諾いただくという形で進めたいと思います。その上で皆さんから何か質問等ないようでしたら採決の方に入らせてもらいたいのですがよろしいでしょうか。

「はい」の声

議長

それでは、この 5 条の 2 番の件に関しまして許可相当という事で認められる方は挙手 を持ってお願いします。

ありがとうございます。 賛成多数ということで許可する事と県の方へ上達したいと思います。 それでは議事の方は終わりましたので、6番のその他の件という事で、事務局より説明をお願いします。

事務局

その他の件で、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等で、先日最適化交付金いくら加 算で支払いますと通知を差し上げているんですけど、この目標の達成具合によって国 からの交付金額が決定するという事で、毎年度設けないとません。簡単に説明してい きますけれども、まず1番の農業委員会の状況という事で、4月1日現在ですね。農 業委員会の現在の体制、4年度に改選があったというので、令和4年6月15日から、 推進委員さんはちょっと違うんですけれども、令和7年6月14日までとなっており ます。農業委員数は 14 の 14 という事で、右側に農地利用最適化推進委員が 14 の 14 で、担当地区数が11地区となっております。2番の農家・農地等の概要につきまして は、2020年の農林業センサスのデータですので、ほぼそのまま写した内容になってお ります。一番下耕地面積があるんですけども、1,200ha という事で、統計上は 1,200ha となっております。台帳上は1,360、1,370とかなんですけども、この面積を使うこと になっていますので記載しております。次のページです。次が最適化活動の目標とい う事で、現状 1,200ha、これまでの農地集積面積という事で、基盤強化法あるいは農 地中間管理事業を使って今貸し借りをしている所が234ha、率では19.5%となってお ります。課題としては、中山間地域であるため、狭小地・傾斜地などの条件不利地が 多く、集積が難しい。②番の目標ですね。目標年度と集積率については、県下で統一 をされているようなので、それに合わせております。令和 12 年度の 82%の集積率で す。令和 12 年までに 82%、面積で言うと 948ha になります。それを暦年で割って、 今年度の新規集積面積が単年で107ha、今年度末の累計が341ha、28.4%になるように 目標を立てております。(2) 遊休農地の解消につきまして、令和4年度の利用状況調 査、7月から9月にしていただいた分ですね。直近の利用状況調査により判明した遊 休農地の状況という事で、30.6ha 最終的に出しました。農業者の高齢化が進み離農等 による遊休農地化が進んでいるという事で、目標につきましては、30.6haの5分の1 を目標にしてくださいとなっておりますので、解消目標は 6.1ha。ちょっと飛ばして 下の方ですけども、新規発生遊休農地という事で、令和4年度に新規発生した緑区分 の遊休農地の解消目標面積が 19.8ha、令和 3 年が 20.8ha、新規発生が 19.8ha、併せ ると 40.6ha になるんですけど、10ha ぐらいは非農地化したりとか、現地を確認した ところ耕作管理をされている所も結構ありましたので、そこは今回消しております。 ちなみに緑区分と黄色区分っていうのがあるんですけども、緑区分っていうのが簡単 な作業で復旧できる程度の遊休農地。黄色区分っていうのが重機を入れてとか、大規 模しないと出来ないよっていうような遊休農地という事です。黄色区分の遊休農地っ ていうのがほぼ非農地と同意なのかなというところで、全部緑区分とさせていただい ております。次3ページですね。新規参入の促進という事で、現状及び課題、2年度3 年度4年度の新規参入者という事で、全部拾えてない気もするんですけども、4年度 の新規参入が借り受けられた面積 1.5ha を入れております。課題としては、人口減少 が進んでおり、農地も中山間地の条件不利地が多いため、新たな経営体の参入・確保 が難しいとなっております。目標につきましては、権利移動面積、これの平均を出し まして、それの10%を超える面積という事で3.1haですね。これを新規参入者への貸 付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積と、ちょっと難しいん ですけど、要は貸してもいいよっていう所が 3.1ha 公表できればいいという風になっ ております。これについてはさっき言った遊休農地の判定をしていただいたところの

方には意向調査を発出しています。それの回答で中間管理機構を使いますっていう回 答があった場合、対象となりますので 3.1ha を超えれば目標達成となります。2番最 適化活動の活動目標という事で、推進委員等、農業委員さんを含んでいるんですけど、 最適化活動を行う日数目標ですね。これが再三言っております、1 人当たりの活動が 月10日となっております。活動強化月間の設定という事で、最低3回という目標があ るらしくて、最低限の3回を目標としております。8月9月に遊休農地の解消という 事で、利用状況調査をしていただきますので、その時に再生不能な農地の非農地化を すすめると共に、遊休農地化しそうな圃場は耕作者等の意向を把握するという風にし ております。それで12月が利用意向調査や非農地通知に対する農家の質疑に対応し、 適切な処理について説明するというような強化月間を設けてあります。新規参入相談 会への参加、こちらは最低2回を目標にしてくださいという事ですので、8月と1月、 お盆と正月にある想定ですね。役場で、もし来れれば委員さんにもアドバイス的な立 場で来ていただいて、話し合いに参加していただければなという事で目標にしており ます。基本的には必要な事項を最低限挙げているという事で、この目標に対して達成 を目指します。たちまち皆さんには、10日間の活動と、後は農地の貸し借りとかの話 があれば、こちらに連絡をいただいて、取りまとめて進めていくというところになる のかなと思います。何かご質問があるでしょうか。最低限目標なので、増やす分には 問題ないかなと思うんですけれども。例えば強化月間を4回5回するとかですね。そ ういう事も出来はするんですけども。特に何もないですかね。

森武敏委員

2 番の森ですけど、去年度分ですよ、活動の設定をされましたけど、その時の数字とどう変わったのかですね。理想的に目標自体は達成したのかしていないのか、その辺を教えていただきたいです。

事務局

変わったところはあるんですけども、最終的な実績の取りまとめはまだ完了してなくて。活動日誌も今3月分もまだ皆さんに出していただいていないですし、集積率もおそらく年度末でまた集計をかけないといけないという事で、特別、令和4年度の交付金に関しては、半年で、目標の半分の達成率で計算してくださいという内容になっていたので、年度区切りで基本的には進んでいくという事で、最終的な実績が出たら皆さんにお伝えしようかなとは思っております。ちなみに今わかるのは、集積面積については20haくらい増えていました。後は遊休農地が前が20.8haで、10ha程度は解消した、非農地化を含めてですね。もう遊休農地ではなくなったという内容。あとは中間管理を利用したいっていう人が結構遊休農地の回答でありました。10日の活動は人によりけりですけれども、6割7割ぐらいの方は達成されていたかなと思います。新規就農の相談会については、参加をちょっとしてないというのが正直なところですね。あと強化月間については、8月9月に利用状況調査をしていただいたという事で、2回は確実です。また、まとまったらお渡ししたいと思いますので、何かよろしいでしょうかね。

議長

なかなか色々ですね、上から数字的に%とかで出せと言ってくるものですから、こういう感じになるんですけど。事務局が言うように端的にできるのは現地確認、ちょっと畑に行っただけでも確認はできる訳ですので、そこはちょっと書いていただければ良いかなと思います。後の事につきましては、遊休農地になったところには事務局の方より通知がいっておりますけども、なかなか本人さん達は忙しくて、そのままにしてらっしゃったりする方もいらっしゃったりするんで、せめて何か反応をしないと、今から色々、国的にも、厳しいペナルティが課せられる可能性もあるので、とりあえず返事をしてくださいという事で、自分で管理されている方は自分で管理することでよろしいんですけれども、管理できない人はちょっと貸したいというところに○を付けて出していただければ非常にいいのかなと、そういう地域での指導っていいますか、そこらへんを教えていただければ助かるかなと。本人さん達もどうしようかなってしている人もいらっしゃると思いますから、ぜひその辺は話があった時にはそういう話をしていただければと思います。

事務局長

私の方から1点なんですけど、1月の総会だったと思うんですけど、農地取得についての下限面積が撤廃されますよって、4月1日からですね。それを3月の総会までに事務処理の基準等が準備できるんじゃないかとお伝えしていたんですけれども、先日水曜に、県央地域の農業委員会の協議会の総会があったんですけど、その時に県の農業会議の事務局長に聞きましたら、まだ国の方が作ってない、出来上がってないと、大分詰めの段階まで来ているけどまだ出来上がっていないという事だったんです。今回まだお話しすることができません。午前中、お昼前だったんですけど、県の農業会議の事務局長からメールが来まして、30日にオンラインで説明会をするっていう事だったんですけど、それもどういった内容になるのかはまだ分かりません。ですけども4月1日から法律が動き出しますので、来月の総会の時に、ひょっとすれば10ha、20haの農地の取得っていうのが出てくるかもしれません。その時に、ぶっつけ本番みたいな感じでなるかもしれませんけども、遅くとも4月中には、配ろうと思っておりますので、皆さんにご周知したいと思います。以上です。

議長

またいろいろ進展とか、新しい情報が入った時にはすぐ皆さんにもお伝えしたいと思っております。何か今まででこう、ご質問とかご意見とか、また何かありましたらお願いしたいと思いますけど。

森武敏委員

2番の森です。12月か11月か、事務局の方から、各この夏場に調査した結果を、地目変更と遊休農地についての、各農業者の方に届いたかと思うんですけど、その中で、私が聞いた話で、明らかに山林か、原野ですか。というところが、去年は来なかったと。また今年今度きたというところが、問われたものですから、そういう出し方をされているのか、その前回の時に一遍に出されなかったのかなと、私が聞かれた時、年数で色々分かれていっているんでしょうからって話したんですけど。その辺はどうなのかなと思って。明らかに、見るからに、税務?が今年きたっていう、去年すれば良

かったのに、なんでまたくれなかったのかっていう話を言われたものだから、そういう所はどうなっているのかなと。私もたまたま昨年地目変更したんですね。地目変更したんですけども、私の方から言って変えてもらったっていうようなのがあったものだから、なかなか難しい部分もあるかなと思うんですけども、畑とか全くしてない所とかですよ、ずっとその状態になっているから、そいか、地目変更、原野、山林なりするような方法が早いので、中にはですよ、そういう関係は難しい部分もあるかなというのもあるんですけど、ちょっと聞かれた時もあったもんですから。

事務局

簡単に言うと、漏れなんですけれども、令和3年度は、ものすごい数の非農地にした んですね。それまで山だったけど通知は出してないっていう所が結構いっぱいあった もので、トータル 250ha ぐらい出しているんですよね。非農地通知を。その時に全部 航空写真とかでチェックしたりとかしてるんですけども、利用状況調査の結果で、基 本原野・山林って出た所に対してが非農地通知を出せるものでですね。まずはそこべ - スでして、その調査対象自体から漏れているのが結構あったんですよね。その部分 は今年度また調査してもらって、やっぱり山林原野だったという事で。そこは年度を ちょっと跨いでるんですけども、今年度出しているという事です。本当は一辺に出せ たら1番いいんですが、やっぱり作業が追いつかない所もあります。3,4年である程 度非農地みたいなところが消えてくれればいいなという気持ちがあって、あとは多分、 農振農用地とかそういう絡みとかもあって、出すか出さないかっていうのをちょっと 悩むようなところもあるんでですね。そこについては周りの状況とか、皆さんの判定 をいろいろ確認しながら考えさせていただいたりしているものでですね。おおむね減 ったんじゃないかなと、この2年度でですね。まだまだ調べるところはあるんですけ ど、1年2年経てばどんどん荒れていくところもありますし、そういうタイミングの ずれが出てくるかもしれないけど、随時処理をしていただけないか、農家さんにお願 いするしかないのかなという状況です。

議長

他に質問ないでしょうか。

山口委員

6番の山口です。さっきの森さんに関連して、最初に農業委員になった時、前の方の 判定の仕方で、ちょっと住人さんからクレームがあったんですよ。事務局の方が言っ たようにですね。本人、しられている方がですね。見方とか、いろいろあってですね。 特に委員の方が変わられた時に、そういうちょっと問題が出たりすることがあります。 それと保全管理農地が各部落にあると思うんですけど、それを冬にされる方と夏にさ れる方と、ちょっと期間が変わるんで、8月に皆さん調査をされますけど、8月に荒れ ていても、ちょっと草が枯れた方が草払いとか出来やすいので、その時にされる方が いるんですよ。だから今年も夏に荒れていたよなっていう所が今時分見に行かれたら 綺麗に作業が出来ているっていう農地が、木場の方にも結構あるんですよね。やっぱ そういうのを見てから次の夏の判断で保全管理って事でしてもらわないと、地主の方 がしているって言われる事もあるんですよね。注意しながらされた方がトラブルのも

	とにならないと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。その他ないようでしたら終わりたいと思いますけど、何もないですかね。
	「はい」の声
議長	次回の総会予定日が、4月25日火曜日という事で、かなりお茶関係者の方の欠席が見込まれると思います。申し訳ございませんが、25日でよろしくお願いしたいと思います。それでは本日の総会大変お疲れ様でした。ありがとうございました。